

那覇市災害救援ボランティア推進会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、那覇市社会福祉協議会部会及び委員会規程第6条第2項に基づき、那覇市災害救援ボランティア推進会議の運営に関する事項を定める。

(推進会議の役割)

第2条 効果的かつ効率的に被災者並びに被災地支援を行えるよう那覇市災害救援ボランティア推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、次の事項について協議し、意見提言するものと
する。

- (1) 那覇市地域防災計画に位置付けられる那覇市災害ボランティア中央センターの運営に関する
こと。
- (2) 災害ボランティアのコーディネートに関すること。
- (3) その他、災害救援ボランティア活動を推進するために必要な事項。

(推進会議の構成及び任期)

第3条 推進会議の委員は、若干名をもって構成し、次の者から那覇市社協会長が委嘱する。

- (1) 那覇市総務課（市民防災室）
- (2) 那覇市福祉政策課
- (3) 日本赤十字社沖縄県支部
- (4) 沖縄県社会福祉協議会
- (5) 那覇市自治会長会連合会
- (6) 那覇市民生委員児童委員連合会
- (7) 那覇市青年会議所
- (8) 事業所及び企業
- (9) ボランティア・NPO 団体
- (10) 那覇市社会福祉協議会
- (11) その他会長が必要と認めたもの

2 推進会議の委員の任期は、委嘱日より当該年度末までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 推進会議は、委員の互選により委員長を1名、副委員長を1名置く。

2 委員長は、本推進会議を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の召集)

第5条 推進会議の会議は、那覇市社協会長の承認を得て、必要に応じて委員長が召集する。

(事務局)

第6条 推進会議の事務は、那覇市社会福祉協議会事務局において処理する。

(推進会議の議決)

第7条 推進会議は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

2 推進会議の議事は、出席者の過半数で可決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、推進会議の場で協議し、決定するものとする。

附則

この要綱は、平成19年7月25日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年10月19日から施行する。